特許権設定登録通知書

特許料納付期限日

特許番号 第7488989号

登録日 令和 6年 5月15日

出願番号 特願2020-094220

出願日 令和 2年 5月29日

請求項の数 4

納付年分 第 3年分まで

納付金額 8,250円

納付日 令和 6年 4月 8日

設定登録時の特許料の減免を認めました。

	Υ	
納付年分	納付期限日	
第 4年分	令和 9年(2027年)	5月15日
第 5年分	令和10年(2028年)	5月15日
第 6年分	令和11年(2029年)	5月15日
第 7年分	令和12年(2030年)	5月15日
第 8年分	令和13年(2031年)	5月15日
第 9年分	令和14年(2032年)	5月15日
第10年分	令和15年(2033年)	5月15日
第11年分	令和16年(2034年)	5月15日
第12年分	令和17年(2035年)	5月15日
第13年分	令和18年(2036年)	5月15日
第14年分	令和19年(2037年)	5月15日
第15年分	令和20年(2038年)	5月15日
第16年分	令和21年(2039年)	5月15日
第17年分	令和22年(2040年)	5月15日

(注) 納付期限日が行政機関の休日にあたる ときは、その日の翌日が期間の末日と なります。

重 要

特許料の納付について

・特許権を維持するには、存続期間の満了(特許出願の日から20年)までの各年について、 所定の特許料納付書を特許庁に提出する必要があります。

なお、第4年分以降の納付に関しては、特許庁から納付についての通知は送付いたしませんの で、納付期限の管理はご自身でお願いします。

- ※ この通知を保管し、上記の特許料納付期限日の表で納付期限を確認してください(自動納付制度もありますので、特許庁ホームページを参照してください)。
- ・第4年以降の各年分の特許料は、登録日の翌日を起算日として、納付済年分の満了日(以下 「納付期限日」という)までに、次の年分の納付が必要です。
- ・納付期限日までに納付できなかったときは、その期間の経過後 6 ヶ月以内であれば特許料を 追納することができます。
- ・追納する場合は、納付すべき特許料のほか、その特許料と同額の割増特許料が必要です。
- ・追納できる期間内に納付しないときは、その特許権は、納付期限日にさかのぼって消滅したものとみなされます。
- ・特許料納付書の様式及び特許料の額については、以下を参照してください。 特許庁ホームページ https://www.jpo.go.jp/index.html
- ※【重要】特許(登録)料等の納付期限日を忘れないために電子メールにて納付期限が近づいたことをお知らせするサービスがあります。利用については、以下を参照ください。

『特許(登録)料支払期限通知サービスについて』

https://www.jpo.go.jp/system/process/toroku/kigen_tsuchi_service.html

問い合わせ先 審査業務課登録室 電話 03 (3581) 1101 (代表) 特許担当 内線2708





特許証

(CERTIFICATE OF PATENT)

特許第7488989号

(PATENT NUMBER)

発明の名称 (TITLE OF THE INVENTION) 複数のTSVを含むTSVグループが層間を接

続するオンチップの3次元システム

特許権者 (PATENTEE) 福島県会津若松市一箕町大字鶴賀字上居合90番地

公立大学法人会津大学

発明者 (INVENTOR) ベン アブダラ アブデラゼク

ダン ナム カイン

出願番号 (APPLICATION NUMBER) 特願2020-094220

出願日 (FILING DATE) 令和 2年 5月29日 (May 29,2020)

双扫口

今和 6年 5月 | 5日 (May 15,2024)

登琢日 (REGISTRATION DATE)

DISTRATION DATE)

この発明は、特許するものと確定し、特許原簿に登録されたことを証する。

(THIS IS TO CERTIFY THAT THE PATENT IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

令和 6年 5月 | 5日 (May 15,2024)

特許庁長官 (COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)



